

# 飯島町地域自然エネルギー基本条例(素案) 概要

## 【目的】

飯島町における自然エネルギーは、飯島町民の資源であるとの認識のもとに、この自然エネルギーを活用して、持続可能な地域づくりを進めることを町民の権利として、エネルギーの安定的かつ適切な供給の確保及び町民が公益的に活用できる取り組みを推進することで、地域社会の発展に寄与することを目的とします。

## 【自然エネルギーの定義】

この条例での「自然エネルギー」は、次に定めるものです。

- (1) 太陽光を利用して得られる電気
- (2) 太陽光を利用して得られる熱
- (3) 河川の流れを利用して得られる電気
- (4) 風力を利用して得られる電気
- (5) バイオマス（動植物に由来する有機物で、エネルギー源として利用できるものです ※原油・石油ガス・石炭から製造される製品を除いたもの）を利用して得られる燃料、熱又は電気
- (6) その他の自然エネルギー資源を活用して得られるエネルギー

## 【地域エネルギーの活用に関する基本理念】

- (1) 自然エネルギー資源は、飯島町民の総有財産であり、自然エネルギーとして利用し、そこから生まれるエネルギーは、飯島町民が優先的に活用でき、自ら地域づくりをしていく権利を有する。
- (2) 町、町民及び事業者は、相互に協力して、自然エネルギーの積極的な活用に努める。
- (3) 地域に存在する自然エネルギーは、地域固有の資源であり、経済性に配慮しつつその活用を図る。

## 【町、町民、事業者の役割】

### （町の役割）

町は、地域社会が持続的に発展するように、条例の基本理念に沿って町民や事業者への支援等の必要な措置を講じます。

### （町民の役割）

飯島町民は、基本理念に沿って、他の町民の自然エネルギーに対する権利を尊重し、次に掲げる事項について、主体的に努めます。

- (1) 日常生活において、自然エネルギーの活用に配慮します。
- (2) この条例の規定に基づいて行われる町の施策に協力します。

### **(事業者の役割)**

飯島町で活動する事業者は、基本理念に沿って、町民の自然エネルギーに対する権利を尊重し、次に掲げる事項について努めます。

- (1) 自然エネルギーの活用に関し、効率的なエネルギー需給に努めます。
- (2) 条例の規定に基づいて行われる、町の施策及び他者が行う自然エネルギー活用事業に協力します。

### **【国、県、関係機関等との連携による推進】**

町は、自然エネルギーの活用に関しては、国、地方公共団体、研究機関、町民、事業者及び関係組織等と連携を図るとともに、相互の協力が増進されるよう努めます。

### **【自然エネルギー普及のための啓発】**

町は、自然エネルギーの活用について、町民及び事業者の理解を深めるため、エネルギー活用に関する推進及び普及啓発について必要な措置を講じます。

### **【その他】**

飯島町地域自然エネルギー基本条例に関し、必要な事項は別に定めます。

### **【施行期日】**

条例は、公布の日から施行します。